

Q どんな相談ができるのですか？

A これから生活保護を受給したいという場合はもちろん、すでに生活保護を受給されている方で、福祉事務所から保護を停止されたり廃止されるではないかという不安がある、現在の住居から転居したい、保護費の返還を求められている等、生活保護に関わるあらゆる相談をすることができます。

Q 相談にお金はかかるのですか？

A 生活保護に関する相談の場合相談者には、一切の金銭的負担はありません。担当弁護士が法テラスの法律相談援助を利用しますので、制度の利用手続きにご協力下さい。同じ問題について、原則3回まで無料(法テラスの法律相談援助を利用)で相談を受けられますので、安心してご相談下さい。



Q 相談場所はどこですか？

A 基本的には、相談を担当する弁護士の法律事務所で行うことが予定されています。しかし、病気等で法律事務所まで行けないという場合は、出張法律相談が可能な場合もあります。詳しくは、担当弁護士とお打ち合わせ下さい。

Q 相談だけでなく、生活保護申請を手伝ってもらうことはできますか？

A もちろんです。必要な場合は、相談を受けた弁護士が、福祉事務所に同行し、一緒に生活保護申請を行うことを予定しています。弁護士が同行して申請する際、福祉事務所に事情を丁寧に説明することで、手続きが円滑に進むこともありますので、是非ご相談下さい。

生活保護 法律相談



相談料は無料です。生活保護の利用にお困りの方は、お気軽にご相談下さい。

弁護士会八王子法律相談センター

窓口電話番号 **042-642-5000**

受付時間 月曜日～金曜日

9:30～12:00
13:00～16:00

生活保護とは？

生活保護は、憲法25条に基づき、生活に困窮した全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。食費等の生活費の他、家賃や医療費、教育費等について扶助をうけることができます。

生活保護を受けられるのはどんな人？

生活に困窮している方（国が定める基準を下回る生活水準の方）なら、生活困窮に至った原因にかかわらず、誰でも生活保護を受けられます。

まずは、ご相談下さい。

生活保護法律相談の手順

1

まずは、**042-642-5000**に
お電話下さい。
電話で、八王子法律
相談センターの職員が
お名前やご連絡先等の
聴き取りをさせていた
だきます。（相談の受け
付けであり、電話相談ではありません。）



2

弁護士会の方で担当弁護士を
決定し、担当弁護士に相談者の
方のお名前やご連絡先等を
伝えます。

3

担当弁護士から、
ご相談者の方に
電話等で連絡を
いたしますので、
相談の日程、
場所をお打ち合
わせ下さい。



4

担当弁護士と
③で決めた日時
場所で、面談相
談を行います。



生活保護について関心・理解がある弁護士が相談に対応します。

すでにお一人で福祉事務所に行って、生活保護を断られたとしても、
すぐにあきらめる必要はありません。一緒に問題解決を考えましょう。